

竹田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

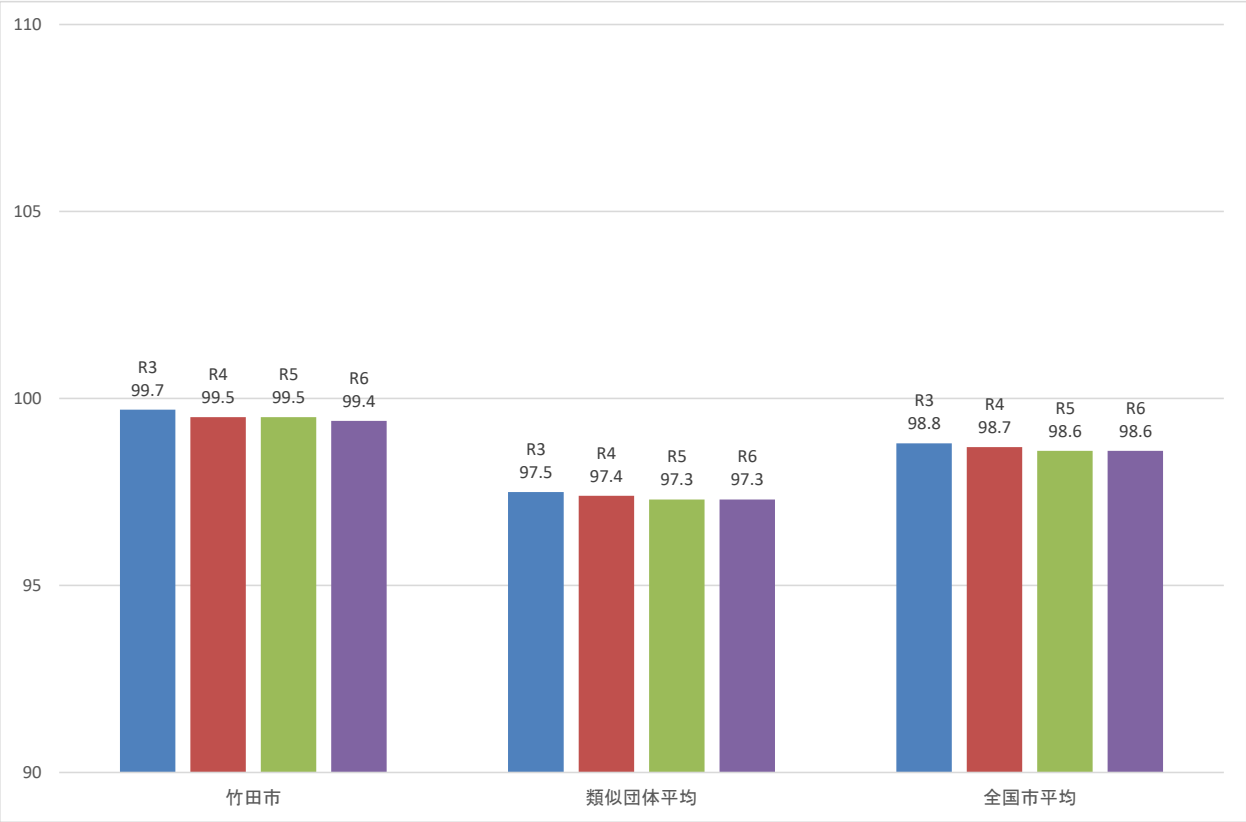
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 取 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件费率
令和 5年度	人 19,380	千円 19,751,121	千円 493,338	千円 3,146,805	% 15.9	% 16.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 321	千円 1,135,578	千円 191,695	千円 486,435	千円 1,813,708	千円 5,650	千円 5,916

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の給料月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後のラスパイレス指数を指す。地域手当補正後のラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4)給与改定の状況・・・竹田市は人事委員会を設置していない

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				計 B
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)	
○年度	円	円	円	%	%

(参考)
国の改定率
%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

①特別職（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)	
○年度	月	月	月	月	月

(参考)
国の年間
支給月数
月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

（実施 未実施 ）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容） 給料表において、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び大分県人事委員会勧告等を勘案し、引き下げを行う。
激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給補償）を実施。
他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準に準じ、竹田市においては不支給。

（参考）

	平成29年度の 支給割合	平成30年度の 支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合	令和4年度 の支給割合	令和5年度 の支給割合	令和6年度の 支給割合
国基準による 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
竹田市の支 給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③ その他の見直し内容

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
竹田市	44.7 歳	335,700 円	392,482 円	357,015 円
大分県	41.4 歳	317,700 円	404,146 円	344,299 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	－ 円
類似団体	42.6 歳	318,300 円	374,345 円	343,522 円

②技能労務職・・・該当なし

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B
〇〇市	歳	人	円	円	円		歳	円	
うち〇〇	歳	人	円	円	円		歳	円	
うち〇〇	歳	人	円	円	円		歳	円	
うち〇〇	歳	人	円	円	円		歳	円	
大分県	歳	人	円	円	円		歳	円	
国	歳	人	円	円	円		歳	円	
類似団体	歳	人	円	円	円		歳	円	

区 分	参考		
	年取ベース（試算値）の比較		
	公務員	民間	C/D
	(C)	(D)	
〇〇市	円	円	
うち〇〇	円	円	
うち〇〇	円	円	
うち〇〇	円	円	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成〇年～〇年の３年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年取ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
竹田市	51.3 歳	393,133 円	423,949 円
大分県	44.6 歳	362,802 円	406,383 円
類似団体	40.8 歳	301,577 円	333,558 円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
竹田市	36.8 歳	298,676 円	358,626 円	323,830 円
類似団体	38.3 歳	302,148 円	367,587 円	329,525 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	学 卒	竹 田 市	大 分 県	国
一般行政職	大 学 卒	203,000 (198,940) 円	203,000 円	196,200 円
	高 校 卒	171,400 (167,972) 円	171,400 円	166,600 円
技能労務職	大 学 卒	203,000 (198,940) 円	— 円	— 円
	高 校 卒	171,400 (167,972) 円	169,500 円	— 円
教育職	大 学 卒	203,000 (198,940) 円	226,800 円	— 円
	高 校 卒	171,400 (167,972) 円	— 円	— 円
消防職	大 学 卒	203,000 (198,940) 円	— 円	— 円
	高 校 卒	171,400 (167,972) 円	— 円	— 円

(注) () 内の金額は、令和6年4月1日現在のカット後の実支払額（2.0%カット）

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	287,300 (278,107) 円	373,700 (361,742) 円	395,700 (383,038) 円	399,700 (386,910) 円
	高 校 卒	257,400 (249,164) 円	355,600 (344,221) 円	376,000 (363,968) 円	396,700 (384,006) 円
技能労務職	大 学 卒	287,300 (278,107) 円	373,700 (361,742) 円	395,700 (383,038) 円	399,700 (386,910) 円
	高 校 卒	257,400 (249,164) 円	355,600 (344,221) 円	376,000 (363,968) 円	396,700 (384,006) 円
教育職	大 学 卒	287,300 (278,107) 円	373,700 (361,742) 円	395,700 (383,038) 円	399,700 (386,910) 円
	高 校 卒	257,400 (249,164) 円	355,600 (344,221) 円	376,000 (363,968) 円	396,700 (384,006) 円
消 防 職	大 学 卒	287,300 (278,107) 円	373,700 (361,742) 円	395,700 (383,038) 円	399,700 (386,910) 円
	高 校 卒	257,400 (249,164) 円	355,600 (344,221) 円	376,000 (363,968) 円	396,700 (384,006) 円

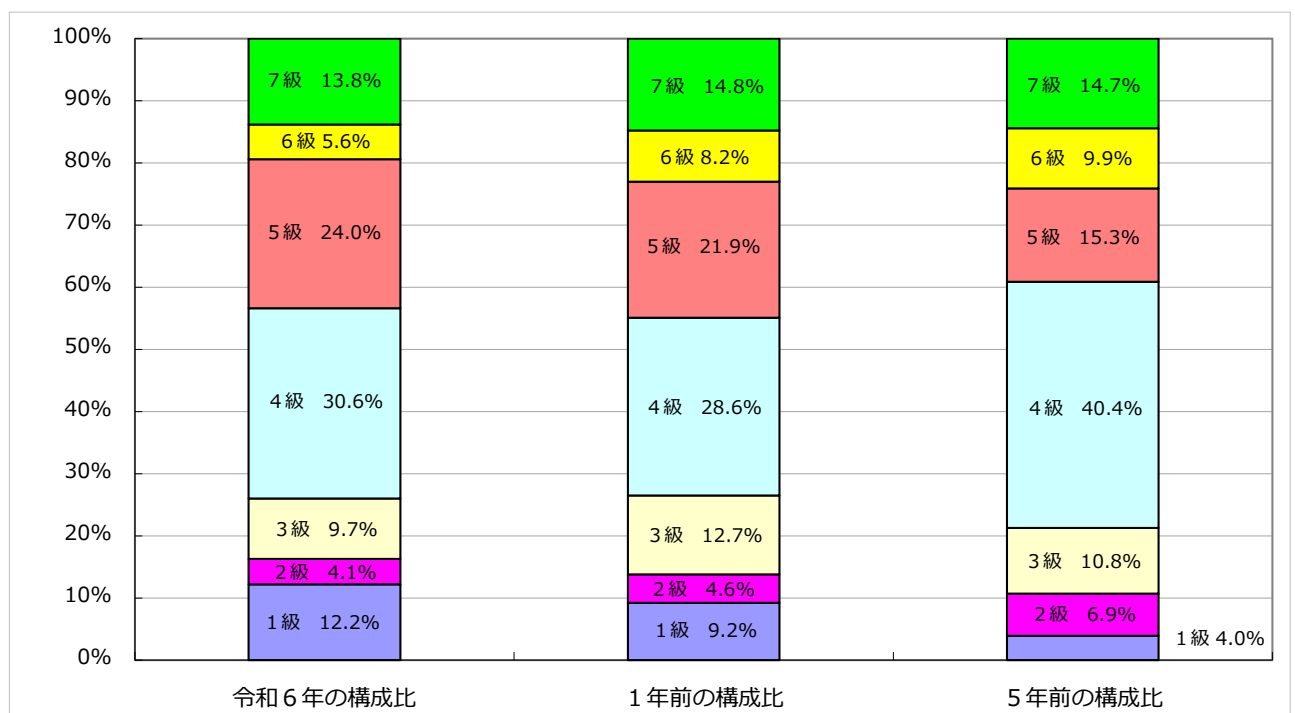
（注）（ ）内の金額は、カット後の実支払額

3 一般行政職の級別職員数等の状況

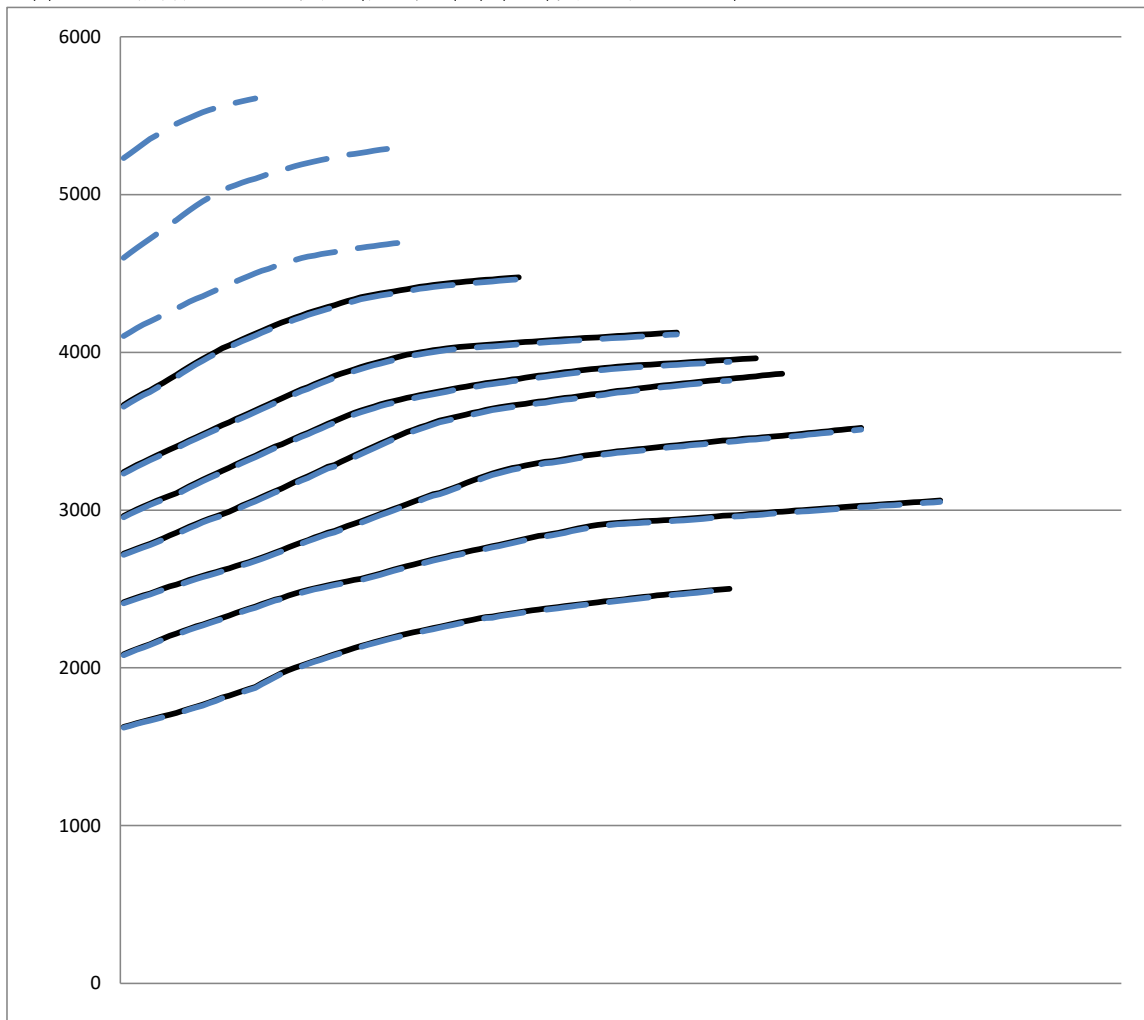
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	24	12.2 %	162,600 円	250,100 円
2 級	主任の職務	8	4.1 %	208,600 円	306,100 円
3 級	主査の職務	19	9.7 %	241,600 円	352,100 円
4 級	係長及び副主幹の職務	60	30.6 %	272,400 円	383,100 円
5 級	課長補佐及び主幹の職務	47	24.0 %	296,300 円	395,200 円
6 級	課長及び参事の職務 困難な業務を処理する課長補佐の職務	11	5.6 %	324,100 円	412,500 円
7 級	困難な業務を処理する課長の職務	27	13.8 %	366,600 円	447,500 円
計		196	100.0 %		

（注） 1 竹田市職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（竹田市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職	
イ、人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ、人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

竹 田 市	大 分 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,590 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,540 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15% 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（竹田市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職	
イ、人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ、人事評価を活用していない					
活用予定時期					

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

基準日以前6ヶ月以内の勤務状況（病気休暇・育児休業等）の期間率を反映させ、支給割合を決定している。

(2)退職手当（令和6年4月1日現在）

竹 田 市				国			
（支給率）	自己都合			（支給率）	自己都合		
	勸奨・定年				勸奨・定年		
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	最高限度額	47.709	月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置加算		その他の加算措置		定年前早期退職特例措置加算	
		（2%～4.5%加算）				（2%～4.5%加算）	
（退職時特別昇給		なし					
1人当たり平均支給額		6,171	千円	23,132	千円		

- （注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、対年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3)特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		3,882 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		40,869 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		29.5 %		
手当の種類（手当数）		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度）	左記職員に対する支給単価
税務職員の特殊勤務手当	税務事務に従事する職員	賦課及び徴収業務等	532,602円	月額2,500円
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	左記作業に従事した職員	感染症の疑いのある患者や家畜の防疫作業	0円	日額500円（新型コロナウイルス感染症特例日額1,500円～4,000円）
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	福祉事務所生活保護係	ケースワーカー	96,000円	月額2,000円
行旅死亡人の取扱いに従事した職員の特殊勤務手当	左記業務に従事した職員	行旅死亡人等の取扱い	0円	1人につき 病人1,000円 死亡人3,000円
清掃センター、衛生センター、浄水場に勤務する職員の特殊勤務手当	左記施設で作業に従事する職員	ゴミやし尿処理、火葬業務	0円	月額1,000円
消防職員の特殊勤務手当	消防職員	消防業務（消火、救急等）	1,254,200円	月額日勤職員 1,000円 隔日勤務職員 2,000円
医師職員の特殊勤務手当	医師職員	医療業務	1,777,780円	給料及び初任給調整手当の月額の合計額の10/100の額
管理職員の特殊勤務手当	管理職員	災害時の深夜対応業務	222,000円	災害への対処等の臨時・緊急時の深夜（0～5時）対応勤務1回につき6,000円

(4)時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	71,559 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	254 千円
支給実績（令和4年度決算）	80,271 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	287 千円

(5) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度 との異同	国の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500 円	異なる	支給単価が異 なる	千円 45,243	円 277,565
	子	10,000 円				
	父母等	6,500 円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子 加算額1人につき	5,500 円				
住居手当	自宅 2,000円（廃止：経過措置中）		基本的に同じ	自宅に係る手 当の廃止	千円 25,853	円 125,500
	借家家賃月額23,000円以下	家賃額－12,000円				
	借家家賃月額23,000円超～ 55,000円未満	（家賃額－23,000円） × 1/2+11,000円				
	借家家賃月額55,000円以上	27,000円				
通勤手当	交通機関等利用者 全額支給限度額 55,000円		基本的に同じ	交通用具使用 距離毎の金額 が異なる	千円 28,257	円 108,264
	交通用具使用者 交通用具使用距離に応じ2,100円～23,400円					
管理職手当	本俸の課長職 7 %		異なる	率が異なる	千円 12,790	円 355,283
休日勤務手当	変則勤務職場の年末年始の出勤		基本的に同じ	全ての休日が対象 ではない	千円 4,009	円 83,516

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給料月額等			
給 料	市 長	814,000 (732,600) 円	(参考) 類似団体における最高／最低額		
	副 市 長		985,000 円／	391,500 円	
	収 入 役		790,000 円／	420,000 円	
			— 円／	— 円	
報 酬	議 長	402,000 円	545,000 円／	230,000 円	
	副 議 長	362,000 円	475,000 円／	200,000 円	
	議 員	340,000 円	442,000 円／	180,000 円	
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合)			
	副 市 長	3.30 月分			
	収 入 役				
退 職 手 当	議 長	(令和5年度支給割合)			
	副 議 長	3.30 月分			
	議 員				
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	給料月額×483.5/100×勤務年数	15,742,760円	その任期ごとに支払う	
	収 入 役	給料月額×280.4/100×勤務年数	7,324,048円	その任期ごとに支払う	

- (注) 1 () 内の金額は、カット後の実支払額
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期4年勤めた場合の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

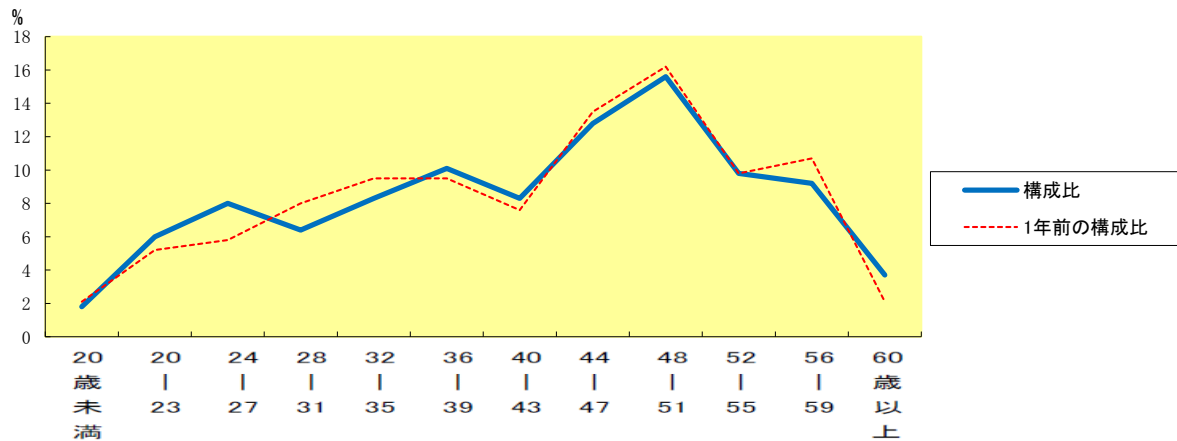
(各年4月1日現在)

分 区			職 員 数		対前年 増減数	主
-----	--	--	-------	--	------------	---

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	20人	26人	21人	27人	33人	27人	42人	51人	32人	30人	12人	327人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

年 度		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)	
一 般 行 政	職員数	225	217	211	211	212	211	△ 14	-6.2%
	職員数	34	33	34	32	30	31	△ 3	-8.8%
消 防	職員数	57	56	57	57	57	57	0	0.0%
公 営 企 業	職員数	30	29	29	28	28	28	△ 2	-6.7%
計	職員数	346	335	331	328	327	327	△ 19	-5.5%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和 5年度	千円 436,787	千円 51,803	千円 41,268	% 9.4	% 18.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村水道事業平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 7	千円 27,625	千円 3,239	千円 10,614	千円 41,478	千円 5,925	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年后再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

イ 特記事項

・令和6年4月1日から職員給料月額管理職5.0%・一般職4.0%以内のカットを実施。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
竹 田 市	45.2 歳	339,905 円	493,786 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事 業 者	歳		円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
基本給とは、給料と扶養手当の合計額である。
平均月収額とは、平均年収を12で除した額である。
団体平均とは、市町村（政令指定都市を除く。）の平均値である。

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

竹田市水道事業		竹 田 市	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,516 千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,590 千円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (-) 月分	勤勉手当 2.00 月分 (-) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (-) 月分	勤勉手当 2.00 月分 (-) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15% 管理職加算 なし		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15% 管理職加算 なし	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

竹田市水道事業				竹 田 市			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置加算 (2%～45%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置加算 (2%～45%加算)		
(退職時特別昇給)	なし			(退職時特別昇給)	なし		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円		1人当たり平均支給額	6,171 千円	23,132 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、対年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。
(注) 令和5年度は竹田市水道事業の退職者は該当なし。

ウ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）		0 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和 5 年度）	左記職員に対する支給単価
管理職員の特殊勤務手当	管理職員	災害時の深夜対応業務	0円	災害への対処等の臨時・緊急時の 深夜（0～5時）対応勤務1回につき 6,000円

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	658 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	132 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	827 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）	206 千円

オ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度 との異同	国の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500 円	異なる	支給単価が異 なる	千円 927	円 132,429
	子	10,000 円				
	父母等	6,500 円				
	配偶者を欠く職員の子のうち1人目	10,000 円				
	配偶者を欠く職員の父母等のうち1人目	6,500 円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	5,500 円				
住居手当	自宅 2,000円（廃止：経過措置中）		基本的に同じ	自宅に係る手 当の廃止（経 過措置中）	千円 751	円 107,286
	借家家賃月額23,000円以下	家賃額－12,000円				
	借家家賃月額23,000円超～ 55,000円未満	（家賃額－23,000円） ×1/2+11,000円				
	借家家賃月額55,000円以上	27,000円				
通勤手当	交通機関等利用者 全額支給限度額 55,000円		基本的に同じ	交通用具使用 距離毎の金額 が異なる	千円 537	円 76,714
	交通用具使用者					
	交通用具使用距離に応じ2,100円～23,400円					
管理職手当	本俸の課長級 7 %		異なる	率が異なる	千円 367	円 366,639